

寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条第6項の規定に基づき公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、寄付金とは、寄付者が反対給付を受けることなく本財団に給付する金銭およびそれ以外の財産をいい、次の2種類に区分する。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付したもの
- (2) 特定寄付金 寄付者が用途を特定して寄付したもの

(用途)

第3条 一般寄付金については、定款第7条第6項の定めにより、その半額以上を定款第4条の事業のうち公益目的の事業に使用しなければならない。

2 特定寄付金については、全額を寄付者の特定した用途に使用しなければならない。

(寄付金の受領)

第4条 一般寄付金を受領する場合は、代表理事の承認を得なければならない。

2 特定寄付金を受領する場合は、理事会および評議員会の承認を得なければならない。

3 寄付金の受領に当たっては、寄付者から次の事項を記載した書面により寄付の申入れを受けるものとする。

- (1) 寄付者の住所・氏名
- (2) 一般寄付金、特定寄付金の別および特定寄付金の場合、その用途等
- (3) 寄付金の種類および金額・数量等
- (4) その他必要事項

4 寄付金を受領したときは、遅滞なく寄付者に礼状および受領書を送付するものとする。

(受領の制限)

第5条 次の各号に該当するときもしくはそのおそれがあるときは、当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人または団体が、その寄付により特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受け入れに起因して、本財団に著しく資金負担が生ずる場合

- (4) 第3号に定める場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められる場合および本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第6条 本財団が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

- 2 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(管理)

第7条 本財団の寄付金に関する事務は、総務部が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、2013年5月1日より施行する。